

第5章 雑則

第40条 文書管理

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

趣 旨

- 1 本条は、情報公開制度が適切に運営される前提として、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関が公文書を適正に管理する責務を定めたものである。

第41条 文書検索目録等の作成等

第41条 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、一般に周知する目的をもって作成した刊行物等について、その目録を作成し、毎年公表するものとする。

趣 旨

- 1 本条は、公文書の検索に必要な文書目録等を作成する責務を定めたものである。
- 2 「一般に周知する目的をもって作成した刊行物等」とは、都民に周知するために、実施機関が作成した報告書、答申書、提言書等の印刷物をいう。第2項は、実施機関は、これらの目録を作成し、毎年公表することを定めたものである。

関係規則・要綱

【知事が行う情報公開事務に関する規則】

(文書検索目録等)

第14条 条例第41条第1項に規定する文書目録は、文書検索目録（別記第16号様式）及び知事が指定する電子情報処理組織により提供される文書目録情報検索用データベース（公文書の件名その他知事が別に定める公文書に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）とする。

【情報公開事務取扱要綱】

第6 文書検索目録等の作成

1 文書検索目録

(1) 目録の作成

主務課は、文書検索目録を作成し、変更される都度、更新するものとする。

(2) 目録の送付

主務課は、毎年1回、文書検索目録を作成又は更新し、その写しを局の情報公開主管課に送付するものとする。

局の情報公開主管課は、局の文書検索目録を取りまとめ、その写しを情報公開課に送付するものとする。

(3) 目録の閲覧

文書検索目録は、主務課のほか、都民情報ルーム及び局情報コーナーにおいて、一般の閲覧に供するものとする。

2 文書目録情報検索用データベース

(1) 公開決定処理

主務課は、文書総合管理システムを用いて、おおむね月1回公開決定の処理を行うものとする。公開決定の処理を行うことにより、公開決定された公文書に関する情報が、情報公開用システムの文書目録情報検索用データベースに取り込まれる。

(2) 情報の内容

規則第14条に規定する知事が別に定める公文書に関する情報は、次のとおりとする。

- ア 区分
- イ 大項目
- ウ 小項目
- エ 細項目
- オ 分類記号
- カ 保存期間
- キ 保存期間満了後の措置
- ク 文書記号番号
- ケ 決定年月日等
- コ 所管局部課名
- サ 所管局部課コード
- シ 元号
- ス 操作フラグ

なお、文書目録情報検索用データベースを用いた検索の結果、情報公開用システムの画面に表示されるのは、公文書の件名及び上記アからコまでの情報である。サからスまでの情報は情報公開用システム内の情報処理に用いられるものであり、画面に表示されない。

第42条 実施状況の公表

第42条 知事は、毎年1回各実施機関の公文書の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

趣 旨

- 1 本条は、条例の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。
- 2 本条は、情報公開制度の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、都民にこれを周知して都民の適正な利用及び情報公開制度の発展を推進する趣旨である。

運 用

1 実施状況の公表

知事は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示請求件数、公文書の開示決定等件数などについての実施状況を取りまとめ、インターネットを利用する方法等によって公表するものとする。

関係規則・要綱

【情報公開事務取扱要綱】

第7 実施状況の公表

条例第42条による実施状況の公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 公文書の開示の請求件数
- (2) 公文書の開示決定件数（一部開示決定の場合を含む。）
- (3) 公文書の非開示決定件数
- (4) 審査請求の件数
- (5) 条例第20条により裁決を行った処理件数
- (6) 条例第35条第1項に基づく情報公表等の実績
- (7) その他生活文化局長が定める事項

第43条 委任

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、都規則等で定める。

趣 旨

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ都規則等により定めることとしたものである。

Ⅱ

第42条

第43条

第44条 罰則

第44条 第24条第5項又は第39条第12項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

趣旨

本条は、第24条第5項の守秘義務規定に違反した審査会委員及び第39条第12項の守秘義務規定に違反した審議会委員及び臨時委員に対する罰則について定めたものである。